

司法権のあり方について - 司法制度改革との関連で

市川正人（立命館大学）

はじめに

日本国憲法における司法権の位置づけと司法制度改革

(1) 日本国憲法における司法権の意義

司法権 = 具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定し、解決する国家の作用

私的紛争の解決、権利侵害の救済

国家行為の合憲性・合法性の統制

公正な手続の下で適正かつ迅速に刑罰権を実現

「公共性の空間」を支える柱

具体的事件・争訟性の要件の意義

具体的事実状況の下での法の意味の確定

法の支配と法治主義

(2) 日本国憲法における裁判を受ける権利の保障

法律によって樹立された訴訟制度の下で裁判を拒絶されない権利

裁判所において適正な手続による裁判を受ける権利（公正手続請求権）

裁判へのアクセスの実質的保障

公権力による権利侵害に対して実効的救済を受ける権利

憲法違反か否かのレベル

憲法の理念により適合しているかのレベル

(3) 司法制度改革

司法権をめぐる実状 - 司法制度改革の背景

小さな司法、「二割司法」

規制緩和、グローバリゼーション

司法制度改革審議会答申（2001年6月）

司法制度改革の3つの柱

- 1 国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）
- 2 司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）
- 3 国民的基盤の確立（国民の司法参加）

利用しやすい司法の実現

(1) 裁判へのアクセスの拡充

簡易裁判所の管轄の拡大

提訴手数料の引き下げ

裁判迅速化法

民事訴訟法改正 - 計画審理の推進、訴え提起前の証拠収集手続の拡充、専門委員制度等

人事訴訟法 - 人事訴訟の家庭裁判所への移管、参与員制度の拡充、非公開審理等

司法ネット

法律扶助制度

弁護士報酬の敗訴者負担制度

(2) 行政訴訟制度の改革

行政訴訟の現状と問題点

訴訟類型の狭さ

取消訴訟、無効確認訴訟、不作為の違法確認訴訟

法定外抗告訴訟（無名抗告訴訟） - 義務付け訴訟、差止訴訟

仮の権利保護制度の不十分性

厳しい訴訟要件（処分性、原告適格、訴えの利益）

管轄裁判所の限定

司法制度改革推進本部行政訴訟検討会

「行政訴訟制度の見直しのための考え方」（2004年1月）

1 救済範囲の拡大

1) 取消訴訟の原告適格の拡大

2) 義務付け訴訟の法定（救済方法の多様化 - その1）

3) 差止訴訟の法定（救済方法の多様化 - その2）

2 審理の充実・促進（処分の理由を明らかにする資料の提出の制度の新設）

3 行政訴訟をより利用しやすく、分かりやすくするための仕組み

1) 抗告訴訟の被告適格の明確化

2) 抗告訴訟の管轄裁判所の拡大

3) 出訴期間の延長

4) 出訴期間等の情報提供制度の新設

4 本案判決前における仮の救済の制度の整備

1) 執行停止の要件の整備

2) 仮の義務付け・仮の差止めの制度の新設

現在の改革案に対する評価

司法への国民参加

(1) 司法への国民参加の意義

国民の意識・常識の反映、わかりやすい裁判の実現、国民からの幅広い支持と理解
国民の統治主体意識の醸成、司法に対する関心・理解の涵養

司法と国民主権との関係

司法の「非民主的な」性格の意義

民主主義の所産としての憲法・法律の適用、国民の法意識・法的確信

(2) 裁判員制度の意義と課題

司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会

「裁判員制度の概要について（骨格案）」（2004年1月）

裁判官3名＋裁判員6名（裁判官1名＋裁判員4名）

有罪・無罪の決定と刑の量定

裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数（裁判官・裁判員各1名以上を含む）

重大刑事事件

裁判員候補者に対する質問手続 - 専断的忌避

革命的な転換の起爆剤か？ 重罰化のイチジクの葉か？

諸条件整備の不可欠性

(3) 裁判員制度の合憲性

憲法32条・37条 裁判を受ける権利、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利

憲法76条1項 司法権の裁判所への帰属

3項 裁判官の職権の独立

憲法78条 裁判官の身分保障

憲法80条 下級裁判所の裁判官

裁判所は裁判官のみによって構成されなくてよいのか？

裁判を受ける権利は裁判官による裁判を受ける権利か？

裁判官ないし裁判所は事実認定について専権をもっていなければならないのか？

裁判官が事実認定、量刑につき裁判員の判断に拘束されることは職権行使の独立に反しないか？

終わりに

違憲審査制の活性化

付随的違憲審査制（司法審査制）の意義と制度改革